



## 製品安全データシート

### 1. 化学製品及び会社情報

製品名	抗ヒト NGFI-B $\gamma$ マウスモノクローナル抗体 (製品コード: PP-H7833-00)
用途	研究用試薬
会社名	株式会社ペルセウスプロテオミクス
住所	〒153-0041 東京都目黒区駒場 4-7-6 パークビル
担当部門	事業推進部
電話番号	03-5738-1705
ファックス番号	03-3481-5760
整理番号	AB140042

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類	区分対象外又は分類できない
危険有害性情報	飲み込むと有害のおそれ 皮膚に接触すると有害のおそれ
国/地域情報	「15. 適用法令」の項 参照

### 3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物			
成分	CAS 番号	化審法	安衛法	含有量(%)
水	7732-18-5	—	—	≧98
食塩	7647-14-5	—	—	≒0.9
アジ化ナトリウム	26628-22-8	1-482	爆発性の物	≦0.1
抗ヒト NGFI-B $\gamma$ マウスモノクローナル抗体	—	—	—	≒0.1

化学式 H<sub>2</sub>O (7732-18-5), NaCl (7647-14-5), NaN<sub>3</sub> (26628-22-8), 抗ヒト NGFI-B $\gamma$  マウスモノクローナル抗体  
(—)

アジ化ナトリウムは PRTR 法、安衛法および毒物劇物取締法の指定物質であるが、本製品に含まれるアジ化ナトリウム濃度は 0.1%以下のために各法の適応から除外される。

### 4. 応急処置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸のしやすい姿勢で休息させる。医師に連絡すること。 不快感が生じたり続いたりする場合は、医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類をすべて直ちに脱ぐ。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。刺激が

目に入った場合	強まったり続く場合には医師の手当てを受ける。 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズをしている場合は、可能なら外す。 その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。 刺激が強まったり続く場合は医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。大量に飲み込んだ場合は、直ちに医師に連絡すること。不快感が続く場合は医師の診察を受ける。
応急処置をする者の保護	救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

## 5. 火災時の措置

消火剤	初期消火には炭酸ガス、粉末消火器、泡消火器等を使用する。
使ってはならない消化剤	なし
特有の消火方法	消火作業は、可能な限り風上から行う。漏出した物質や消火用水等が、河川等に排出されないように配慮する。関係者以外は速やかに安全な場所に退去させる。
消火を行う者の保護	消火作業では、適切な保護具を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業の際には適切な保護具を着用する。(「8. 暴露防止及び保護措置」の項 参照)
環境に対する注意事項	薬品が河川等に排出されないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法・機材	漏洩した薬品を適切な方法で回収したのち、漏洩箇所を大量の水で洗い流す。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い	
技術的対策	皮膚、眼、そして衣服との接触を避ける。取り扱った後、手を洗うこと。
局所排気・全体換気	適切な換気がされている場合のみ使用する。
注意事項	「8. 暴露防止及び保護措置」の項 参照
安全取り扱い注意事項	「10. 安定性及び反応性」の項 参照
保管	
適切な保管条件	冷蔵(2-8℃)保存すること。容器を密栓しておくこと。
安全な容器包装材料	十分な強度を有する容器を使用する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	設定されていない
許容濃度	日本産業衛生学会：未設定 ACGIH：TLV-STEL(C) 0.29ppm(as sodium azide) (上限値) ACGIH：TLV-STEL(C) 0.11ppm(as hydrazoic acid vapor) (上限値)
設備対策	換気を十分に行う。近くに水道および洗眼設備を設置すること。

## 保護具

呼吸器の保護具	適切な呼吸用保護具を着用する。
手の保護具	適切な手袋を着用する。
目の保護具	眼の保護具を使用する。飛散のリスクがある場合はフェースシールドを着用する。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用する。
適切な衛生対策	使用中は飲食や喫煙をしない。眼に入らないようにする。皮膚に触れないようにする。 飲食物から遠ざける。適切な産業衛生および安全対策のもとに取り扱う。

## 9. 物理的及び化学的性質

## 外観

形状	透明液体
色	無色
臭い	無臭
pH	中性付近 データ無し
融点・凝固点	0℃ データ無し
沸点、書流点と沸点範囲	100℃ データ無し
引火点	データ無し
自然発火温度（発火点）	データ無し
蒸気圧	データ無し
比重（相対密度）	データ無し
溶解度（対水）	易溶
n-オクタノール／水分配係数	データ無し
分解温度	データ無し

## 10. 安定性及び反応性

本製品では確認していないが、アジ化ナトリウムで下以下の情報が報告されている。

安定性	通常の条件では安定
危険有害反応可能性	重金属と爆発性化合物を形成する可能性がある。 急速加熱すると爆発のおそれ 酸と反応し、有毒で爆発性のアジ化水素を生成する。
避けるべき条件	日光、熱、強酸化剤および凍結。
混触危険物質	重金属（銅、鉛、銀、すげん）二硫化水素、酸
危険有害な分解性生物	衝撃に敏感な化合物、アジ化水素

## 11. 有害性情報

本製品では確認していないが、アジ化ナトリウムの有害性情報を記載する。

【参考 アジ化水素(CAS No.26628-22-8)のデータ】

急性毒性（経口）	H300：飲み込むと生命に危険
急性毒性（経皮）	H310：皮膚に接触すると生命に危険
皮膚腐食性/刺激性	H314：重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性	H318：重篤な眼の損傷
特定標的臓器毒性 （単回暴露）	H370：臓器の障害（心血管系、肺、中枢神経系、全身毒性）
特定標的臓器毒性 （反復暴露）	H373：長期にわたる、又は反復暴露による臓器の障害のおそれ（肺） H372：長期にわたる、又は反復暴露による臓器の障害のおそれ（中枢神経系、 心血管系）

## 1.2. 環境影響情報

本製品では確認していないが、アジ化ナトリウムの有害性情報を記載する。

【参考 アジ化水素(CAS No.26628-22-8)のデータ】

水生環境有害性（急性）	H400：水生生物に非常に強い毒性
水生環境有害性（長期間）	H410：長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

## 1.3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに依託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上で処理を委託する。
汚染容器及び 包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
その他	検体（人血漿や無血清培地上清）等を含む液は感染性廃棄物の廃棄方法に従って廃棄して下さい。

## 1.4. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	IMOの規定に従う。
Class	6.1（毒物）
UN No.	1687
Proper Shipping Name.	SODIUM AZIDE
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not Applicable
Transport in bulk according to MARPOL	Not Applicable

73/78,Annex II,and

the IBC code

航空規制情報 ICAO・IATA の規定に従う。

Class 6.1 (毒物)

UN No. 1687

Proper Shipping Name. Sodium azide

Packing Group II

## 国内規制

陸上規制情報 「15. 適応法令」の項 参照。

海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 1687

品名 アジ化ナトリウム

国連分類 6.1 (毒物)

海洋汚染物質 非該当

航空規制情報 航空法の規定に従う。

特別の安全対策

緊急時応急措置指針番号 153

## 15. 適用法令

毒物劇物取締法	毒物（指定令第1条）アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤 但し、アジ化ナトリウム 0.1%以下を含有するものを除く。これにより本製品は該当しない。 （政令番号：1）
労働安全衛生法	名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9） （政令番号：9-9） 但し、アジ化ナトリウム 1%未満を含有するものを除く。これにより本製品は該当しない。 危険物・爆発性の物（施行令別表第1第1号）
PRTR 法	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）（政令番号：1-11） 但し、アジ化ナトリウム 1%未満を含有するものを除く。これにより本製品は該当しない。
消防法	第5類自己反応性物質、金属のアジ化物（法第2条第7項危険物別表第1・第5類10・ 危険物政令第1条第3項）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号）
船舶安全法	毒物類・毒物
航空法	毒物類・毒物

## 16. その他情報

記載情報は現時点で入手できた情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価について完全性を保証するもの

ではありません。危険・有害性の評価は必ずしも充分ではないので、取り扱いには十分注意して下さい。注意事項は当製品についての通常の取り扱いを対象としたものであって、それ以外については、ご使用者の責任において安全対策を実施の上お取り扱い願います。

作製部門：株式会社ペルセウスプロテオミクス 事業推進部